

～資料編～
（自治体法務WG）

目 次

広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会規約		1
広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会 検討ワーキンググループ運営要領		2
自治体法務ワーキンググループ討議概要	第1回検討会議（H23.1.19）	3
	第2回検討会議（H23.3.9）	5
	第3回検討会議（H23.5.9）	8
自治体法務ワーキンググループの主要論点・検討状況		10

広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会規約

(目的)

第1条 人口減少や少子高齢化が急速に進むとともに、市町村を取り巻く行財政が厳しさを増す中、市町村が地域の総合的な行政主体として、今後も住民に多様な行政サービスを持続的に提供していくためには、多様な手法により地域づくりを進めていくことが重要であるとの認識のもと、北海道市長会（以下「市長会」という。）、北海道町村会（以下「町村会」という。）及び北海道が連携・協働し、地域が抱える様々な課題に対処し、地域活性化を図ることを目的として、「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」（以下「連携検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討等を行う。

- (1) 具体的な連携の実現に向けた課題への対応、地域へのアドバイス、支援策に関すること
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 連携検討会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 市長会参事
- (2) 町村会政務部長
- (3) 道総合政策部地域主権局参事
- (4) その他、連携検討会の運営に必要と認める者
 - 2 連携検討会に代表を置くこととし、道総合政策部地域主権局参事をもって充てる。
 - 3 代表は、会務を総理し、連携検討会を代表する。

(会議)

第4条 連携検討会は、代表が招集し、開催する。

- 2 連携検討会は、必要に応じ、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(検討ワーキンググループ)

第5条 連携検討会にテーマを特定した検討ワーキンググループ(以下「検討WG」という。)を置くことができる。

- 2 検討WGのメンバーは、連携検討会が市長会、町村会及び道からの推薦に基づき指名する。
- 3 検討WGは、テーマに関して幅広い視点から専門的に調査検討を行うこととする。
- 4 検討WGには、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連携検討会及び検討WGに係る庶務は、市長会、町村会及び道総合政策部地域主権局が協働して処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連携検討会等の運営に関し必要な事項は連携検討会構成員が協議することとする。

附則

この規約は、平成22年10月12日から施行する。

附則

この規約は、平成22年12月7日から施行する。

広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会 検討ワーキンググループ運営要領

第1 趣 旨

市町村等が広域的な連携による地域づくりを主体的に進めることができるよう、市町村からの要望を踏まえた具体的テーマに即し、市町村職員と道職員が協働して調査検討を行うため、広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会（以下「連携検討会」という。）規約第5条の規定により設置する検討ワーキンググループ（以下「検討WG」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 検討WG

- 1 設置する検討WGは、道、市長会及び町村会の三者の合意により、テーマを特定し、設置する。
- 2 検討WGのテーマについては、随時、拡充・追加を行うこととする。

第3 所掌事項

- 1 各テーマに応じた幅広い視点からの専門的な調査検討
- 2 その他必要と認める事項

第4 構 成

- 1 検討WGは、道、市長会及び町村会からの推薦に基づき指名された市町村職員及び北海道職員により構成する。
- 2 検討WGの任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

第5 運 営

- 1 各検討WGは、連携検討会代表が招集する。
- 2 各検討WGは、会議形式による討議のほか、電子メールを活用するなど、効率的な運営を行うものとする。
- 3 各検討WGは、必要に応じ、道内市町村や他府県の先進的事例を調査するため、現地調査を行うことができる。
- 4 連携検討会代表は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 各検討WGにおいて、調査検討した事項については、各構成員が役割分担して、報告書を取りまとめ、連携検討会に報告する。

第6 庶 務

各検討WGの庶務は、道総合政策部地域主権局、北海道市長会及び北海道町村会が協働して行う。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、各検討WGの開催に必要な事項は、連携検討会で協議の上、決定する。

（附 則） この要領は、平成22年10月21日から施行する。

（附 則） この要領は、平成22年12月21日から施行する。

「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」
自治体法務ワーキンググループ 第1回検討会議 (H23.1.19) 討議概要

出席者	市町村職員等	道職員
	中久保 彰 (帯広市) 坂 保徳 (三笠市) 板宮 真樹 (東神楽町) 鈴木 祥寿 (北海道町村会)	宮森 隆之 (法制文書課) 西岡 裕司 (市町村課) 樋口 知己 (地域主権局)

区 分	内 容
検討作業の進め方	<p>○昨年3月に道が行った市町村アンケート調査の結果では、専門知識を有する職員がいないことや訟務への対応が困難なことなどから道との連携を望む声が多かったため、その部分の解決方法を検討するのか。法制執務の本務か地域主権をやるのか、検討内容を絞った方が良いのではないかと。</p> <p>→このワーキンググループは、市町村アンケートで要望が多かったため取り上げようと市長会や町村会とも協議の上で進めてきたものであり、訟務への対応なども必要なら検討していきたいが、まずは、緊急に対応が必要となる地域主権にフォーカスを当てて検討を進めたい。</p> <p>○自治体の法制執務業務は、立法事務、執行事務、訟務があるが、ワーキンググループの検討は、立法事務の部分を中心に行うのか。</p> <p>→主に、ケーススタディを行い、実際の条例制定作業ではどのような課題や解決策があるのかについて検討を行うことを想定しているが、その他、現地調査などで自治体の法制業務の実態を把握し、何らかの連携による効果があるか検討したいと考えている。</p> <p>○立法には、立法事実から入り、方針を固め、その上で条文を決めていくが、条文の作成は職人芸の世界であり、広域連携向きではないと考えている。</p> <p>○今回の義務付け・枠付けの見直しでは、国が政省令で基準を定めてもらい、自治体は変更したい基準を条例で定めることができれば良かったと思っている。</p>
市町村の法制執務の対応状況	<p>○小規模自治体では、法制業務の担当職員は他の業務との兼務がほとんどである。このため、新規に条例を策定する場合には、経験がなければ対応は難しく、先進自治体や近隣自治体の条例を参考にすることが多い。</p> <p>これまでは、新しい条例を策定することより改正することの方が多。</p> <p>○町村レベルでは、危機的な課題認識がない限り、今回の地域主権改革に伴い、独自の基準を作る余力はないと思う。地域主権の流れとは逆行するが、改定基準の教科書的なものを作り、それを市町村に配布すれば、業務量が軽減されるので良いと思う。</p> <p>○規模の大きな市では、法制担当の専門の課がある。また、日頃より職員に対し研修を行い、法制事務の強化を行うほか、簡単な条例改正程度は原課担当職員が実施し、法制担当課の確認を受け施行する。原課で条例案提出が困難な場合は、法制担当課に事前に相談するなどしており、体制的に困ることはない。</p> <p>○法改正で困ることは、現在、できていることができなくなることであり、現状を維持するために 条例を作っている面もある。</p> <p>○上川中部の町村では、町村間で連携して法制部会を作っており、定例議会前に提出する条例の情報交換を行っているが、内容は定例の条例改正が多い。</p>

区 分	内 容
市町村の法制執務 の対応状況 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域主権改革に伴う対応に際し、個別法の参酌基準を踏まえ、条例で基準を定めることになると思うが、何も参考となるものがないので困っている。準則がなく一番困るのは、余力のない町村ではないか。対応マニュアルではなく、現物（改定基準）が欲しいところ。上川中部の町村は、法制部会を通じた連携の場があるため、まだ良い方であると思う。 ○町村会（法務支援室）では、条例で定めることになるとなる基準の雛形を作成することは考えていない。 ○条例により独自の基準を定めるものは、全体のうち1～2割程度を行うことができれば合格点ではないか。 ○専門性が高い業務であり、人事異動で経験のある人材がいなくなると困るので、後任を育成した後に前任が異動するなどの対応を行っている。また、専門知識を持った職員は、人事異動で出戻りが多い。 ○地域主権改革については、昨年から注目していたが、国自体が流動的な状況で詳細も分からないため、検討に着手しても無駄になる可能性があるため、まだ手を付けていない。 ○地域の特色を出す条例については、連携する意義はあると思う。条例の基準案を作るのは、まずは原課になるので、原課に地域主権改革は難しいということを知らせ、勉強する場があれば良いと思う。 ○困ったときには、隣接する自治体に電話するとか、同じ課題を抱えている自治体に聞くなどして対応しているが、地方自治法に関するものは、道の市町村課に聞くこともある。 ○原課で検討した文案は、相当修正することが多い。また、民間企業が提供しているソフトも使っているが、意に沿わない内容になることも多い。
調査検討の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や福祉など、個々の基準の善し悪しの判断は、専門外なのでわからない。また、基準を変えるのは、首長の考え方によるのではないか。 ○ケーススタディを行うことは悪くはないと思うが、まずは、地域主権改革で市町村に対応が求められている事は何かを整理し、その内容を伝えた方が良いと思う。市町村は、まず、基準が欲しいと思う。 ○基準について、判断を求められても、法制担当は分からない。市町村で何が欲しいかと言われれば、基準に対する現状（立法事実）。 ○ケーススタディは、1つの内容を掘り下げるのが良いのではないか。公営住宅はどの市町村でもあるので、検討対象として良いのではないか。その中でも、設置基準は専門的すぎるため、収入基準を取り上げるのが良いのではないか。 ○ケーススタディとする公営住宅の収入基準について、道の検討状況についても調べるが、帯広市、三笠市、東神楽町の3市町で条例を作成する場合の対応について調査をお願いしたい。調査内容については、統一して行うため、雛形を作成してお知らせする。 ○市町村の実態や地域主権改革への対応状況等を把握することを目的としてヒアリング調査を行うのであれば、ケーススタディを行う中で、市町村に聞いた方が良い内容も出てくることも考えられるので、ヒアリング事項をはっきりさせてから実施した方が良い。

「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」

自治体法務ワーキンググループ 第2回検討会議 (H23. 3. 9) 討議概要

出席者	市町村職員等	道職員
	中久保 彰 (帯広市) 坂 保徳 (三笠市) 板宮 真樹 (東神楽町) 鈴木 祥寿 (北海道町村会)	宮森 隆之 (法制文書課) 西岡 裕司 (市町村課) 樋口 知己 (地域主権局)

[報告事項]

区 分	内 容
第1回検討会議の討議概要	○第1回検討会議の討議概要を報告(資料1・2)
国の地域主権改革の動向	○国の義務付け・枠付けの見直しに係る1次見直し及び2次見直しの動向について報告(資料3) ・通例では、3月第2週の金曜日が、予算案以外のものに係る年度内最後の閣議決定となる。 ・2次見直しの法律案は、地域主権戦略大綱を踏まえた内容がほとんど盛り込まれている状況。
北海道町村会平成22年度第2回条例研究会の開催概要	○平成23年2月14日に開催された同研究会において、本ワーキンググループの検討内容に関する意見交換が行われたため、その開催概要を報告(資料4) ・参加した市町村職員からは、地域主権改革における義務付け・枠付けの見直しに伴う、施設・公物設置管理基準の条例委任について、条例の策定プロセスも重要であるが、今後、市町村でどのような対応が求められるのか、分かり易く理解できるようにしてほしいという意見が多かった。

[検討事項]

区 分	内 容
検討結果報告書のフレーム	○町村会の条例研究会で提出された意見のように、今後、義務付け・枠付けがどのように見直され、市町村は何をしなければいけないのかを示すことが必要であり、報告書をハンドブックとしても活用できるものにするのが良い。 ○連携も様々であり、近隣市町村の連携、振興局単位、国も入れたりなどの形態が考えられるが、どの辺りを目指していくのか。 条例は地域の独自性を出すことができるが、広域で連携すると平均化し、特性がなくなってくる。今回の地域主権改革では、現在、国にある基準を条例に委任されるが、連携すると条例委任した意味がなくなるのではないか。 ○ワーキンググループの検討結果として、課題を整理することは分かるが、課題を解決するための提言があれば良いと思う。 「Ⅵ 広域連携とその効果」で、その解決策を示すことができれば良い。 ○義務付け・枠付けの対応について、分かり易く整理できれば、マニュアル的なものとしても使えるという効果もある。 ○「Ⅲ 地域主権改革の動きと市町村への影響」で今後の対応が大変である旨を理解し、「Ⅳ ケーススタディ」で小さいところは手が回らないとなり、「Ⅵ 広域連携とその効果」で連携で解決されるという流れだと思う。

区 分	内 容
<p>検討結果報告書のフレーム(つづき)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大変だから連携するというほかに、プラスアルファで政策的な条例の制定が可能になるレベルアップした法制執務ができるということもあるのでは。 ○前回の会議で「今できることができなくなるのは困る」という意見があったので、基本的にはそういうものの解決策が必要。 ○町村は、同規模の他団体との情報交換などを行うことが効果的であると考えられるので、近隣でなくても同規模団体と連携するなど、町村が使いやすい連携を示すことができれば良いと思う。 ○地域主権一括法案の施行とワーキンググループの検討結果報告のタイミングが合うのかが心配である。今の国の状況では、ワーキンググループの報告の方が先になると思うので、施行前の法案の状態に取りまとめなければならない。 ○「IV ケーススタディ」をどこまでマニュアル化するかが問題。市町村は、国が定める参酌基準から変える、変えないに拘わらず、基準設定の説明責任がある。 ○国の基準と同じにすれば、道であれば、国と同じにしたということでも済むと思うが、問題は裁判になった時である。条例を作る基準は多々あるが、ものによってポイントがあると思う。市町村はそのポイントが分からないのではないか。
<p>義務付け・枠付けの見直しに伴うケーススタディ (公営住宅の入居基準)</p>	<p><データの収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ○立法事実となるデータの収集を行う場合、周辺市町村の対応など、少なからず連携は行う。 ○データ収集は、大規模自治体であればできるかもしれないが、小さな市町村では難しいのではないか。 ○道がデータの収集基準を作って照会・取りまとめを行って貰うと良いと思う。他の自治体が行う調査の中には、役立つ情報もあり、その自治体に取りまとめたデータを貰うこともある。このような連携が一番望まれているかもしれない。 ○道全体や振興局単位で収入分位を出してやることで、参考になるのではないか。また、農村部や都市部のデータも作るなどすれば良いのでは。 ○入居基準を検討する際、特定公共賃貸住宅など、他の法律との兼ね合いも必要である。 <p><適正な収入基準の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道営住宅がある市町村は、収入基準を道と調整する必要があるのではないか。仮に、道が国の基準どおりとなれば、市町村は変えられないのでは。 ○道は、道内各地域で地域性や抱えている課題が異なることから、国の参酌基準を適用することも考えられる。 ○市町村によって入居需要が異なると思うが、住宅が余っているところであれば、収入分位を25%から最大の50%にしても問題ないのではないか。ただし、市町村内の民間賃貸物件の状況も配慮する必要がある。 ○町内に民間アパートがないので、仕方なく基準を上げるしかないというくらいの理由がなければ、基準を変えるのは難しいのではないか。 ○実際に検討する場合、①国が基準を算出した方法で行う、②国の方法によらない独自の観点からの基準を作成する方法で行う、以外の方法はないのではないか。 ○適正な収入基準の検討に当たっては、政策判断であるため、連携は難しいと思う。 ○何故、国は収入分位を25%に設定しているのかを調べると、ヒントになるかもしれない。 ○国の考えを押さえないと、基準を変えるのを説明できないと思う。

区 分	内 容
義務付け・枠付けの見直しに伴うケーススタディ (公営住宅の入居基準) (つづき)	<p><住民や専門家等からの意見聴取></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅以外でも、似たような結論になるものは、専門家から意見を聞く審議会などを連携して開催できると思う。 ○新たに基準を考える場合、住民や専門家等など、いろいろな人の意見を聞くという手続きが大事ではないか。 ○公営住宅は、技術的な内容なのでパブリックコメントはなじまないのではないか。 ○道の基準では、技術的な内容であっても、権利・義務に関することや重要な政策については、パブリックコメントを行うことになっている。 ○国が定める参酌基準と同じであれば、パブリックコメントを行わないということも考えられるが、裁判の事も考えなければならない。 ○市町村が抱えている課題や対応方向が同じであれば、審議会の開催は連携できるのではないか。 <p><条例案の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例の作成はそれほど負担ではない。一番負担になるのは、適正な収入基準を検討することである。 <p><議会への説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道よりも先に市町村が基準を決定する場合、議会などへの説明は、道とは別だと言うしかない。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケーススタディの表現の仕方であるが、人口や入居需要など対照的な事例で対比させて見せるのが良いと思う。
市町村の現状・課題の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の規模に着目してヒアリングを行うことは異論ないが、人口規模だけでなく、法制組織の有無などで分けるのもおもしろいと思う。 ○訪問先は、大規模というよりも、道が行ったアンケート調査で対応に苦慮していると回答したような、小さな市町村を中心に考えた方が良いのではないか。 ○実施時期については、統一地方選挙の時期であることから、時機を見計らい、行うことが良い。

「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」
自治体法務ワーキンググループ 第3回検討会議 (H23.5.9) 討議概要

出席者	市町村職員等	道職員
	中久保 彰 (帯広市) 坂 保徳 (三笠市) 板宮 真樹 (東神楽町) 鈴木 祥寿 (北海道町村会)	宮森 隆之 (法制文書課) 西岡 裕司 (市町村課) 樋口 知己 (地域主権局)

[報告事項]

区 分	内 容
第2回検討会議の討議概要	○第2回検討会議の討議概要を報告(資料1)
国の地域主権改革の動向	○国の義務付け・枠付けの見直しに係る1次見直し法案が4月28日に成立し、5月2日に公布された旨、口頭報告 また、2次見直し法案については、法案名から「地域主権」が削除され審議はこれからの状況であり、今国会中の成立は流動的である旨、口頭報告

[検討事項]

区 分	内 容
市町村ヒアリングの結果	～ヒアリングを行った4市町村の結果概要を説明した後、検討結果報告書(原案)の該当箇所の記載内容について意見交換～ ※意見交換結果については、次項に記載
検討結果報告書(原案)の内容	<p><自治体法務ワーキンググループ(WG)の趣旨等> ○検討経過を記載する項目立てになっているが、経過が記載されていない。 →資料編に会議の討議概要を添付することとし、本編の項目から検討経過を削除する。</p> <p><法制業務に関する市町村の現状と課題> ○ヒアリングを行った4団体の規模について、もう少し踏み込んで記載しても良いのではないか。 ○小規模自治体では、職員個人の行政経験に配慮した人材配置が困難になっているとは断定できないため、法制業務の専任者を配置することができないという方が適切である。 ○外部機関の活用状況は、民間委託のみが記載されているが、町村会法務支援室の取組を記載しても良いのではないか。</p> <p><義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定プロセス> ○法改正の想定スケジュールとして、地方公共団体が行う条例制定は、経過措置を加味し、平成25年4月までに策定するように記載しているが、原則的には、平成24年4月までの策定が求められることから、訂正した方が良い。 ○入居収入基準の検討にあたり、裁量階層の対象層と収入基準金額の設定の組み合わせパターンに応じた整理をするなど、工夫した方が良いのではないか。 (対象層の拡大と基準額の設定を同一に記載せず、誤解のないよう、それぞれ分けて記載する。)</p>

区 分	内 容
<p>検討結果報告書 (原案)の内容 (つづき)</p>	<p>○ケーススタディとして、入居推進型と現状維持型の2事例を取り上げることとしていたが、前の項目で自治体が判断する参考材料が整理されているため、2事例のケーススタディは必要ないのではないか。</p> <p>○平成24年4月までの条例制定の工程表を添付した方が良いのではないか。</p> <p>○同一市町村内にある道の公営住宅と市町村の公営住宅の基準に差はない方が良いと思う。道と市町村で話し合いを行うことができるような場があると良いと思う。</p> <p><市町村条例と道条例の関係></p> <p>○市町村条例と道条例で重複することは、ないのではないか。</p> <p>○今回の義務付け・枠付けに伴う範囲に限定すれば、市町村条例と道条例で重複するようなものはほとんどないと思われるが、一般的には、重複するケースも考えられるので、そのような視点で整理するのであれば、記載することは可能である。</p> <p>○内容によっては、章立てをせずに、第3章の条例制定権の限界の記載内容として付記することも考えられる。</p> <p><広域連携とその効果></p> <p>○4団体のヒアリング結果から、条例制定の検討にあたり、管内で連携した取組を希望する声があり、道（振興局）にその調整役を期待している実態にあるので、報告書に提言のような形でも、道（振興局）の関与を盛り込んだ方が良い。</p> <p>○道が市町村の条例制定に関与することは、地域主権の考え方とは異なる流れであるが、道がどこまで関与するのか、基準の内容（性格）によっても異なってくるのではないかと思う。 なお、公営住宅の入居基準の見直しについては、道は深い関与は必要ないのではないかと思う。</p> <p>○本項目の記載量が少ないので、もう少し記載した方が良い。</p> <p><その他></p> <p>○第2章から第4章までの記載項目の組み立てを再考した方が良いのではないか。 →第2章の前に、第3章の地域主権改革の動きに関する部分を先に記載しよう、訂正する。</p>

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主要論点	内 容	検 討 状 況											
<div data-bbox="186 227 672 285" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方分権改革の検討経過 </div>	<div data-bbox="735 202 2030 666" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="707 685 2044 1033" style="margin-top: 10px;"> <p>第1期 地方分権改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 機関委任事務を廃止し、自治事務と法定受託事務に区分 権限、財源の移譲(ほとんど無し) <p>三位一体改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 3兆円の税源移譲 義務的経費の国庫負担率引下(1/2 → 1/3) 地方交付税削減(5.1兆) <p>第2期 地方分権改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次勧告: 福祉施設などの基準等の見直しや国と地方の役割分担の方向性 第2次勧告: 国の出先機関の見直しや義務付け・枠付けの見直し(4,076条項) 第3次勧告: 重点3事項に該当する義務付け・枠付け(892条項)の廃止や条例委任 第4次勧告: 国と地方の税源配分を5:5を当初目標に <p>地域主権改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務付け・枠付け(41法律・121条項)の見直し等 </div> <p>■義務付け・枠付けの対象範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象範囲を特定→約1万条項が対象 <table border="1" data-bbox="727 1110 2044 1304"> <tr> <td>①自治事務</td> <td>法定受託事務は対象範囲外</td> </tr> <tr> <td>②法律と政令</td> <td>府省令や要綱などは対象範囲外</td> </tr> <tr> <td>③条例で自主的に定める余地を認めていないもの</td> <td>条例による自主的決定、条例補正を認めるものは対象範囲外</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進委員会が定めた「残さざるを得ないメルクマール」に非該当→4,076条項が非該当 地方分権改革推進委員会が定めた重点3事項に該当→892条項が該当 <table border="1" data-bbox="727 1449 2044 1613"> <tr> <td>①自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準</td> <td>「廃止又は条例への委任」へ見直し</td> </tr> <tr> <td>②自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)</td> <td>「廃止又は弱い形態の関与への委任」へ見直し</td> </tr> <tr> <td>③計画の策定及びその手続きの自治体への義務付け</td> <td>「廃止又は単なる奨励(「できる」等)へ見直し</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)に基づき、見直し……1次見直し →121条項(41法律)を国会上程(継続審議) 地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、平成23年通常国会に一括法案を上程予定 →義務付け・枠付けの拡大と条例制定権の拡大(163法律)……2次見直し 	①自治事務	法定受託事務は対象範囲外	②法律と政令	府省令や要綱などは対象範囲外	③条例で自主的に定める余地を認めていないもの	条例による自主的決定、条例補正を認めるものは対象範囲外	①自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準	「廃止又は条例への委任」へ見直し	②自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)	「廃止又は弱い形態の関与への委任」へ見直し	③計画の策定及びその手続きの自治体への義務付け	「廃止又は単なる奨励(「できる」等)へ見直し
①自治事務	法定受託事務は対象範囲外												
②法律と政令	府省令や要綱などは対象範囲外												
③条例で自主的に定める余地を認めていないもの	条例による自主的決定、条例補正を認めるものは対象範囲外												
①自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準	「廃止又は条例への委任」へ見直し												
②自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)	「廃止又は弱い形態の関与への委任」へ見直し												
③計画の策定及びその手続きの自治体への義務付け	「廃止又は単なる奨励(「できる」等)へ見直し												

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																																					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">義務付け・枠付け撤廃の検討状況</div>	<p>■ 1次見直しの41法律（121条項）の区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">該当する法律数</th> <th style="width: 20%;">該当する条項数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> <tr> <td>②自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>③計画の策定及びその手続きの自治体への義務付け</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td>④その他</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※法律数は重複のため合計と一致しない。</p>	区 分	該当する法律数	該当する条項数	①自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準	12	41	②自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)	27	40	③計画の策定及びその手続きの自治体への義務付け	14	27	④その他	3	13	<p>※資料説明等により、メンバー間で情報共有した。(H23.1.19)</p> <p>※国の義務付け・枠付けの検討対象は、自治事務、法律と政令、条例で自主的に定める余地を認めていないものに限られており、府省令や要綱などは対象範囲外であることから、条例で基準を定めた場合（法令が許容する最低基準を下回った場合）、補助金等に影響が及ぶ可能性があることも情報共有した。(H23.1.19)</p>																						
	区 分	該当する法律数	該当する条項数																																				
①自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準	12	41																																					
②自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)	27	40																																					
③計画の策定及びその手続きの自治体への義務付け	14	27																																					
④その他	3	13																																					
<p>■ 1次見直しの41法律（121条項）の概要</p> <p>1 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分 野</th> <th style="width: 20%;">法律の名称</th> <th style="width: 40%;">見直しの対象</th> <th style="width: 30%;">策定主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">建 設</td> <td>道路法</td> <td>道路構造・道路標識の基準</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td>河川法</td> <td>準用河川の河川管理施設の構造基準</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>公営住宅法</td> <td>公営住宅の入居者資格</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業・雇用</td> <td>職業能力開発促進法</td> <td>公共職業能力開発施設の職業訓練基準</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育</td> <td>へき地教育振興法</td> <td>へき地学校等の指定基準、へき地手当の月額等の基準・地域手当等との調整基準</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育／福祉</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</td> <td>認定こども園の設備・運営基準、表示基準</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">医療・福祉</td> <td>児童福祉法</td> <td>指定知的障害児施設、児童福祉施設等の従業者に関する基準、設備・運営に関する基準等</td> <td>都道府県・指定都市・児童相談所設置市</td> </tr> <tr> <td>老人福祉法</td> <td>老人福祉施設の配置人員・設備・運営基準等</td> <td>都道府県・指定都市・中核市</td> </tr> <tr> <td>介護保険法</td> <td>指定介護施設・サービスの従業員の資格、設備・運営基準</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td>障害者自立支援法</td> <td>障害福祉施設・サービスの従業員に関する基準、設備・運営基準</td> <td>都道府県・指定都市・中核市</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※学校教育法については、学校の設置基準の内容見直しについて、地方公共団体の要望等を踏まえ対応するとされており、本法律案には含まれない。 ※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律については、地域主権改革や教育条件整備全体の観点等を踏まえ検討するとされており、本法律案には含まれない。</p>	分 野	法律の名称	見直しの対象	策定主体	建 設	道路法	道路構造・道路標識の基準	都道府県・市町村	河川法	準用河川の河川管理施設の構造基準	市町村	公営住宅法	公営住宅の入居者資格	都道府県・市町村	産業・雇用	職業能力開発促進法	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	都道府県・市町村	教 育	へき地教育振興法	へき地学校等の指定基準、へき地手当の月額等の基準・地域手当等との調整基準	都道府県	教育／福祉	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園の設備・運営基準、表示基準	都道府県	医療・福祉	児童福祉法	指定知的障害児施設、児童福祉施設等の従業者に関する基準、設備・運営に関する基準等	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	老人福祉法	老人福祉施設の配置人員・設備・運営基準等	都道府県・指定都市・中核市	介護保険法	指定介護施設・サービスの従業員の資格、設備・運営基準	都道府県・市町村	障害者自立支援法	障害福祉施設・サービスの従業員に関する基準、設備・運営基準	都道府県・指定都市・中核市
分 野	法律の名称	見直しの対象	策定主体																																				
建 設	道路法	道路構造・道路標識の基準	都道府県・市町村																																				
	河川法	準用河川の河川管理施設の構造基準	市町村																																				
	公営住宅法	公営住宅の入居者資格	都道府県・市町村																																				
産業・雇用	職業能力開発促進法	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	都道府県・市町村																																				
教 育	へき地教育振興法	へき地学校等の指定基準、へき地手当の月額等の基準・地域手当等との調整基準	都道府県																																				
教育／福祉	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園の設備・運営基準、表示基準	都道府県																																				
医療・福祉	児童福祉法	指定知的障害児施設、児童福祉施設等の従業者に関する基準、設備・運営に関する基準等	都道府県・指定都市・児童相談所設置市																																				
	老人福祉法	老人福祉施設の配置人員・設備・運営基準等	都道府県・指定都市・中核市																																				
	介護保険法	指定介護施設・サービスの従業員の資格、設備・運営基準	都道府県・市町村																																				
	障害者自立支援法	障害福祉施設・サービスの従業員に関する基準、設備・運営基準	都道府県・指定都市・中核市																																				

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																																																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 義務付け・枠付け撤廃の検討状況 (つづき) </div>	<p>2 自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分野</th> <th style="width: 20%;">法律の名称</th> <th style="width: 40%;">見直しの対象</th> <th style="width: 30%;">措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治</td> <td>地方自治法*</td> <td>財産区の一部処分等の都道府県への同意協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域振興</td> <td>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律</td> <td>辺地計画策定に係る都道府県への協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>過疎地域自立促進特別措置法</td> <td>市町村計画策定に係る都道府県への協議、市町村管理の公共下水道を都道府県が設置する場合の都道府県との指定協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計 画</td> <td>国土利用計画法</td> <td>土地利用基本計画策定に係る国への同意協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>都市計画法</td> <td>都道府県の大都市等の都市計画決定に係る国への同意協議、市の都市計画決定に係る都道府県への同意協議</td> <td>廃止、同意を要しない協議</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建 設</td> <td>道路法</td> <td>都道府県道の認定、変更、廃止に係る国土交通大臣の協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>河川法</td> <td>管理する準用河川の改良工事等を行う場合の都道府県への協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>海岸法</td> <td>海岸保全施設の新設・改良工事に係る国の承認</td> <td>同意を要する協議</td> </tr> <tr> <td>港湾法</td> <td>港湾区域に係る国・都道府県の認可 入港料率の変更等に係る国への同意協議 特定埠頭運営事業認定に係る国への同意協議</td> <td>同意協議 対象の限定 廃止</td> </tr> <tr> <td>防 災</td> <td>災害対策基本法</td> <td>都道府県地域防災計画の作成等に係る総理大臣への協議</td> <td>事後報告</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教 育</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</td> <td>学校運営協議会設置校の指定に係る市町村教委の都道府県教委への協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>学校教育法</td> <td>市町村設置幼稚園の設置・廃止等に係る都道府県教委の認可</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>文化財保護法</td> <td>国有地等において発掘する場合の国への協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業・雇用</td> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> <td>国・都道府県の商工組合等の設立認可、定款変更認可、開催命令等に係る国への協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</td> <td>基本計画の作成・変更に関し、重要事項等に係る国への同意協議</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>林業労働力の確保の促進に関する法律</td> <td>基本計画の策定・変更に係る国への協議</td> <td>事前報告、廃止</td> </tr> </tbody> </table>	分野	法律の名称	見直しの対象	措置内容	地方自治	地方自治法*	財産区の一部処分等の都道府県への同意協議	廃止	地域振興	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	辺地計画策定に係る都道府県への協議	廃止	過疎地域自立促進特別措置法	市町村計画策定に係る都道府県への協議、市町村管理の公共下水道を都道府県が設置する場合の都道府県との指定協議	廃止	計 画	国土利用計画法	土地利用基本計画策定に係る国への同意協議	廃止	都市計画法	都道府県の大都市等の都市計画決定に係る国への同意協議、市の都市計画決定に係る都道府県への同意協議	廃止、同意を要しない協議	建 設	道路法	都道府県道の認定、変更、廃止に係る国土交通大臣の協議	廃止	河川法	管理する準用河川の改良工事等を行う場合の都道府県への協議	廃止	海岸法	海岸保全施設の新設・改良工事に係る国の承認	同意を要する協議	港湾法	港湾区域に係る国・都道府県の認可 入港料率の変更等に係る国への同意協議 特定埠頭運営事業認定に係る国への同意協議	同意協議 対象の限定 廃止	防 災	災害対策基本法	都道府県地域防災計画の作成等に係る総理大臣への協議	事後報告	教 育	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	学校運営協議会設置校の指定に係る市町村教委の都道府県教委への協議	廃止	学校教育法	市町村設置幼稚園の設置・廃止等に係る都道府県教委の認可	届出	文化財保護法	国有地等において発掘する場合の国への協議	廃止	産業・雇用	中小企業団体の組織に関する法律	国・都道府県の商工組合等の設立認可、定款変更認可、開催命令等に係る国への協議	廃止	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	基本計画の作成・変更に関し、重要事項等に係る国への同意協議	廃止	林業労働力の確保の促進に関する法律	基本計画の策定・変更に係る国への協議	事前報告、廃止	
分野	法律の名称	見直しの対象	措置内容																																																										
地方自治	地方自治法*	財産区の一部処分等の都道府県への同意協議	廃止																																																										
地域振興	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	辺地計画策定に係る都道府県への協議	廃止																																																										
	過疎地域自立促進特別措置法	市町村計画策定に係る都道府県への協議、市町村管理の公共下水道を都道府県が設置する場合の都道府県との指定協議	廃止																																																										
計 画	国土利用計画法	土地利用基本計画策定に係る国への同意協議	廃止																																																										
	都市計画法	都道府県の大都市等の都市計画決定に係る国への同意協議、市の都市計画決定に係る都道府県への同意協議	廃止、同意を要しない協議																																																										
建 設	道路法	都道府県道の認定、変更、廃止に係る国土交通大臣の協議	廃止																																																										
	河川法	管理する準用河川の改良工事等を行う場合の都道府県への協議	廃止																																																										
	海岸法	海岸保全施設の新設・改良工事に係る国の承認	同意を要する協議																																																										
	港湾法	港湾区域に係る国・都道府県の認可 入港料率の変更等に係る国への同意協議 特定埠頭運営事業認定に係る国への同意協議	同意協議 対象の限定 廃止																																																										
防 災	災害対策基本法	都道府県地域防災計画の作成等に係る総理大臣への協議	事後報告																																																										
教 育	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	学校運営協議会設置校の指定に係る市町村教委の都道府県教委への協議	廃止																																																										
	学校教育法	市町村設置幼稚園の設置・廃止等に係る都道府県教委の認可	届出																																																										
	文化財保護法	国有地等において発掘する場合の国への協議	廃止																																																										
産業・雇用	中小企業団体の組織に関する法律	国・都道府県の商工組合等の設立認可、定款変更認可、開催命令等に係る国への協議	廃止																																																										
	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	基本計画の作成・変更に関し、重要事項等に係る国への同意協議	廃止																																																										
	林業労働力の確保の促進に関する法律	基本計画の策定・変更に係る国への協議	事前報告、廃止																																																										

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容				検 討 状 況	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 義務付け・枠付け撤廃の検討状況 (つづき) </div>	農林水産業	農業改良助長法	共同農業普及事業の実施方針の策定・変更に係る国への協議	廃止		
		農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域整備基本方針の策定に関し、基本的な事項に係る国への協議 農業振興地域整備計画の策定に関し、農用地利用計画以外の事項に係る都道府県との協議	廃止、資料提供		
		森林病虫害等防除法	都道府県防除実施基準の策定・変更に係る国への協議、高度公益機能森林・被害拡大防止森林の区域指定・変更に係る国への同意協議	事後報告		
		漁港漁場整備法	漁港区域の変更に係る国の認可	事後報告		
	環 境	水道法*	事業認可事務の簡素化、認可を要しない軽微な変更範囲を拡大	事務の簡素化、認可不要範囲の拡大		
		下水道法	二以上の都道府県の区域に渡る計画に係る国への同意協議 事業の策定・変更に係る国・都道府県の認可	不同意協議 事後報告		
		大気汚染防止法	指定ばい煙送料削減計画の作成に係る国への同意協議	不同意協議 廃止		
		自然環境保全法	都道府県自然環境保全地域の地区別地区の指定・拡張に係る国への協議	廃止		
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	都道府県窒素酸化物総量削減計画の策定に係る国への同意協議	不同意協議		
		ダイオキシン類対策特別措置法	都道府県総量削減計画の作成に係る国への同意協議	不同意協議		
	医療・福祉	国民健康保険法*	市町村が一部負担金の割合を減じる場合の都道府県への協議	廃止		
	※地方自治法については、地域主権3法のひとつ「地方自治法の一部改正する法律案」により、国会において継続審議中。 水道法については、その内容が法の改正を伴うものではないため、本改正案には含まれない。 国民健康保険法については、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第35号）により実施済。					

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 義務付け・枠付け撤廃の検討状況 (つづき) </div>	3 計画の策定及びその手続きの自治体への義務付け			
	分野	法律の名称	見直しの対象	措置内容
	地 方 自 治	地方自治法*	市町村基本構想の策定義務 広域連合の広域計画の公表、国等への提出	廃止
		地方公務員法	人事委員会の旧両表に関する計画の立案	廃止
		市町村の合併の特例等に関する法律*	都道府県構想の公表	廃止
	地 域 振 興	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地活性化基本計画の認定	廃止
		辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	市町村の総合整備計画の策定義務 計画の都道府県との事前協議、国への提出	できる規定化 廃止
		過疎地域自立促進特別措置法*	都道府県・市町村自立促進方針の策定義務 過疎地域自立促進都道府県計画の策定義務	できる規定化
	防 災	消防組織法	都道府県推進計画の策定義務	努力義務化
		石油コンビナート等災害防止法	防災計画のうち、調査研究等の規定	努力規定化
	医 療	医療法	都道府県医療計画のうち、地域医療指定病院等の整備目標等に関する事項の規定 基準病床数制度のあり方	努力規定化 H23 までに結論
	農林水産業	農山漁村電気導入促進法	都道府県計画の策定義務	できる規定化
	産 業 ・ 雇 用	小規模企業者等設備導入資金助成法	都道府県事業計画の策定義務	廃止
		中小企業支援法	都道府県実施計画の策定義務	努力規定化
		中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	都道府県基本構想の策定、国の認定、構想の内容に関する規定	廃止
		企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	基本計画のうち、市町村と都道府県の連携に関する事項等に関する規定	廃止
	※地方自治法については、地域主権3法のひとつ「地方自治法の一部改正する法律案」により、国会において継続審議中。 市町村の合併の特例等に関する法律については、市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第10号）により実施済。 過疎地域自立促進特別措置法については、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）により実施済。			

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 義務付け・枠付け撤廃の検討状況 (つづき) </div>	<p>4 その他の義務付け・枠付けの見直し</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分野</th> <th style="width: 20%;">法律の名称</th> <th style="width: 40%;">見直しの対象</th> <th style="width: 30%;">措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地 方 自 治</td> <td>地方自治法*</td> <td>内部組織の設置・分掌事務条例の制定・改廃に係る国・都道府県への届出</td> <td style="text-align: center;">廃止</td> </tr> <tr> <td>地方公営企業法</td> <td>減債積立金等の積立義務・用途等企業団の監査委員の定数規定</td> <td style="text-align: center;">廃止</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業・雇用</td> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> <td>協業組合の設立等の認可に係る経済産業大臣への通知</td> <td style="text-align: center;">廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※地方自治法については、地域主権3法のひとつ「地方自治法の一部改正する法律案」により、国会において継続審議中。</small></p> <p>■ 2次見直しの具体的措置 地域主権戦略大綱（別紙1）を参照</p> <p>■ 検討スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)に基づく1次見直しは、継続審議扱いとなっており、平成23年通常国会で審議予定 ○地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえた2次見直しは、平成23年通常国会に一括法案を上程予定 ○平成22年12月時点の法律の施行日に関する国の考え方は、 <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施行できるもの → 公布日 ・政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算し3月が経過した日 ・地方自治体の条例整備が必要なもの、事業年度単位での施行が必要なもの → 平成24年4月1日 	分野	法律の名称	見直しの対象	措置内容	地 方 自 治	地方自治法*	内部組織の設置・分掌事務条例の制定・改廃に係る国・都道府県への届出	廃止	地方公営企業法	減債積立金等の積立義務・用途等企業団の監査委員の定数規定	廃止	産業・雇用	中小企業団体の組織に関する法律	協業組合の設立等の認可に係る経済産業大臣への通知	廃止	
分野	法律の名称	見直しの対象	措置内容														
地 方 自 治	地方自治法*	内部組織の設置・分掌事務条例の制定・改廃に係る国・都道府県への届出	廃止														
	地方公営企業法	減債積立金等の積立義務・用途等企業団の監査委員の定数規定	廃止														
産業・雇用	中小企業団体の組織に関する法律	協業組合の設立等の認可に係る経済産業大臣への通知	廃止														

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 市町村の法制業務の対応状況 </div> <p>①市町村における法制業務の実態は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体規模による対応の相違 ・専任・兼任 ・外部機関の活用 ・自治体間の連携など <p style="text-align: right;">どのような状況か？</p>	<p>■道の調査結果 (H22. 3実施) より</p> <p>〔道との連携を望む市町村名及び意見等〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; text-align: center;">市 町 村 名</th> <th style="text-align: center;">主な回答意見・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>〔34 団体〕</p> <p>島牧村、真狩村、京極町、積丹町、夕張市、長沼町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、上富良野町、占冠村、中川町、増毛町、遠別町、幌延町、豊富町、利尻町、美幌町、津別町、湧別町、西興部村、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、浦河町、様似町、鹿追町、清水町、芽室町、更別村、足寄町、弟子屈町、羅臼町</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・法的救済を訴える事例が多くなり、その対処に法的知識が必要になるが、熟達した職員が少なく、専門的な組織が求められる。 ・事務の高度化や社会の仕組みの複雑化により、単独町村による法務・訟務等への対応はさらに困難を増しており、道の協力を求めたい。 ・職員数が減少する中、担当職員が異動になった場合、専門知識を有する人材から指導を受けることが効率的である。 ・高い専門性が求められ、共同による専門家の確保が必要である。 ・専門性が高く、事務量が少ないものは、集約化することでコスト削減を図ることができる。 </td> </tr> </tbody> </table>	市 町 村 名	主な回答意見・内容	<p>〔34 団体〕</p> <p>島牧村、真狩村、京極町、積丹町、夕張市、長沼町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、上富良野町、占冠村、中川町、増毛町、遠別町、幌延町、豊富町、利尻町、美幌町、津別町、湧別町、西興部村、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、浦河町、様似町、鹿追町、清水町、芽室町、更別村、足寄町、弟子屈町、羅臼町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法的救済を訴える事例が多くなり、その対処に法的知識が必要になるが、熟達した職員が少なく、専門的な組織が求められる。 ・事務の高度化や社会の仕組みの複雑化により、単独町村による法務・訟務等への対応はさらに困難を増しており、道の協力を求めたい。 ・職員数が減少する中、担当職員が異動になった場合、専門知識を有する人材から指導を受けることが効率的である。 ・高い専門性が求められ、共同による専門家の確保が必要である。 ・専門性が高く、事務量が少ないものは、集約化することでコスト削減を図ることができる。 	<p>※次の意見が提出された。(H23. 1. 19)</p> <p>[小規模自治体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制業務の担当職員は他の業務との兼務がほとんどである。このため、新規に条例を策定する場合には、経験がなければ対応は難しく、先進自治体や近隣自治体の条例を参考にすることが多い。 ・専門性が高い業務であり、人事異動で経験のある人材がいなくなると困るので、後任を育成した後に前任が異動するなどの対応を行っている。 ・新しい条例を策定することより改正することの方が多い。 ・町村レベルでは、危機的な課題認識がない限り、今回の地域主権改革に伴い、独自の基準を作る余力はない。 ・個別法の参酌基準を踏まえ、条例で基準を定めることになると思うが、何も参考となるものがないので困っている。準則がなく一番困るのは、余力のない町村ではないか。対応マニュアルではなく、現物(改定基準)が欲しいところ。 ・上川中部の町村では、町村間で連携して法制部会を作っており、定例議会前に提出する条例の情報交換を行っているが、内容は定例の条例改正が多い。 ・困ったときには、隣接する自治体に電話するとか、同じ課題を抱えている自治体に聞くなどして対応しているが、地方自治法に関するものは、道の市町村課に聞くこともある。 <p>[大規模自治体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制担当の専門の課がある。また、日頃より職員に対し研修を行い、法制事務の強化を行うほか、簡単な条例改正程度は原課担当職員が実施し、法制担当課の確認を受け施行する。 ・専門知識を持った職員は、人事異動で出戻りが多い。 ・原課で条例案提出が困難な場合は、法制担当課に事前に相談するなどしており、体制的に困ることはない。 ・義務付け・枠付けの見直しに係る条例作成の作業は、原課のやる気次第ではないか。
市 町 村 名	主な回答意見・内容					
<p>〔34 団体〕</p> <p>島牧村、真狩村、京極町、積丹町、夕張市、長沼町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、上富良野町、占冠村、中川町、増毛町、遠別町、幌延町、豊富町、利尻町、美幌町、津別町、湧別町、西興部村、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、浦河町、様似町、鹿追町、清水町、芽室町、更別村、足寄町、弟子屈町、羅臼町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法的救済を訴える事例が多くなり、その対処に法的知識が必要になるが、熟達した職員が少なく、専門的な組織が求められる。 ・事務の高度化や社会の仕組みの複雑化により、単独町村による法務・訟務等への対応はさらに困難を増しており、道の協力を求めたい。 ・職員数が減少する中、担当職員が異動になった場合、専門知識を有する人材から指導を受けることが効率的である。 ・高い専門性が求められ、共同による専門家の確保が必要である。 ・専門性が高く、事務量が少ないものは、集約化することでコスト削減を図ることができる。 					

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 市町村の法制業務の対応状況 (つづき) </div> <p>②市町村の実態を把握するため、ヒアリング調査を実施した方が良いか？</p> <p>実施する場合、どのような内容の調査を行うことが良いか？</p>	<p style="text-align: center;">■市町村へのヒアリング調査</p> <p style="text-align: center;">〔ヒアリング対象市町村の考え方（例）〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">考 え 方（理由）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体規模</td> <td>・ 規模の相違により、対応状況の差異を明確にすることができる</td> </tr> <tr> <td>先行した取組を実施している市町村</td> <td>・ 望まれる体制や対応などについて把握することができる</td> </tr> <tr> <td>アンケート等により、対応に苦慮している等の回答を行った市町村</td> <td>・ 苦慮している実態を具体的に把握できるとともに、連携のニーズを知ることができる</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔ヒアリング内容〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務処理体制と業務量</td> <td>・ 専任・兼任の状況など、業務処理の概況を把握</td> </tr> <tr> <td>外部機関の活用状況</td> <td>・ 外部機関を活用している場合、どのような業務にどの程度の費用を要しているのかなどを把握</td> </tr> <tr> <td>自治体間の連携状況</td> <td>・ 連携している場合、連携内容とその効果を把握</td> </tr> <tr> <td>連携希望の有無</td> <td>・ 連携を希望する場合、どのような連携を望むかを把握</td> </tr> <tr> <td>地域主権改革の動向への理解度</td> <td>・ 義務付け・枠付けの撤廃の伴い、条例で基準設定が必要になるなど、地域主権改革の動向への関心・理解度を把握</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	考 え 方（理由）	自治体規模	・ 規模の相違により、対応状況の差異を明確にすることができる	先行した取組を実施している市町村	・ 望まれる体制や対応などについて把握することができる	アンケート等により、対応に苦慮している等の回答を行った市町村	・ 苦慮している実態を具体的に把握できるとともに、連携のニーズを知ることができる	区 分	内 容	業務処理体制と業務量	・ 専任・兼任の状況など、業務処理の概況を把握	外部機関の活用状況	・ 外部機関を活用している場合、どのような業務にどの程度の費用を要しているのかなどを把握	自治体間の連携状況	・ 連携している場合、連携内容とその効果を把握	連携希望の有無	・ 連携を希望する場合、どのような連携を望むかを把握	地域主権改革の動向への理解度	・ 義務付け・枠付けの撤廃の伴い、条例で基準設定が必要になるなど、地域主権改革の動向への関心・理解度を把握	<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町村会（法務支援室）では、条例で定めることになる基準の雛形を作成することは考えていない。 ・ 条例により独自の基準を定めるものは、全体のうち1～2割程度を行うことができれば合格点ではないか。 ・ 地域主権改革については、昨年から注目していたが、国自体が流動的な状況で詳細も分からないため、検討に着手しても無駄になる可能性があるため、まだ手を付けていない。 ・ 地域の特色を出す条例については、連携する意義はある。条例の基準案を作るのは、まずは原課になるので、原課に地域主権改革は難しいということを知らせ、勉強する場があれば良い。 ・ 原課で検討した文案は、相当修正することが多い。また、民間企業が提供しているソフトも使っているが、意に沿わない内容になることも多い。 ・ 法改正で困ることは、現在、できていることができなくなることである。現状を維持するために条例を作っている面もある。 <p>※今後の検討状況により、ヒアリングを行う場合には、ヒアリング事項を明確にした上で実施する。 (H23. 1. 19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の実態や地域主権改革への対応状況等を把握することを目的としてヒアリング調査を行うのであれば、ケーススタディを行う中で、市町村に聞いた方が良い内容も出てくることも考えられるので、ヒアリング事項をはっきりさせてから実施した方が良い。 <p>※左記案をベースに、ヒアリングを行うこととする。実施時期や対応者は別途調整する。 (H23. 1. 19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の規模に着目してヒアリングを行うことは異論ないが、人口規模だけではなく、法制組織の有無などで分けるのもおもしろいと思う。 ・ 訪問先は、大規模というよりも、道が行ったアンケート調査で対応に苦慮していると回答したような、小さな市町村を中心に考えた方が良いのではないか。 ・ 実施時期については、統一地方選挙の時期であることから、時機を見計らい、行うことが良い。
区 分	考 え 方（理由）																					
自治体規模	・ 規模の相違により、対応状況の差異を明確にすることができる																					
先行した取組を実施している市町村	・ 望まれる体制や対応などについて把握することができる																					
アンケート等により、対応に苦慮している等の回答を行った市町村	・ 苦慮している実態を具体的に把握できるとともに、連携のニーズを知ることができる																					
区 分	内 容																					
業務処理体制と業務量	・ 専任・兼任の状況など、業務処理の概況を把握																					
外部機関の活用状況	・ 外部機関を活用している場合、どのような業務にどの程度の費用を要しているのかなどを把握																					
自治体間の連携状況	・ 連携している場合、連携内容とその効果を把握																					
連携希望の有無	・ 連携を希望する場合、どのような連携を望むかを把握																					
地域主権改革の動向への理解度	・ 義務付け・枠付けの撤廃の伴い、条例で基準設定が必要になるなど、地域主権改革の動向への関心・理解度を把握																					

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																																						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 調査検討の範囲 </div> <p>①調査検討の基本的な考え方はこの内容で良いか？</p> <p>②条例により基準設定が必要となるものうち、どのような基準を検討対象にするか？（全て or 特定するか）</p>	<p>■検討の基本的な考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 今後、市町村で対応が必要となる条例を対象とし、その条例制定のプロセスなどについてケーススタディを行う。 </div> <p>■検討対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「従うべき基準」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの →必ず適合しなければならない基準 </td> </tr> <tr> <td>「標準」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの →通常よるべき基準 </td> </tr> <tr> <td>「参酌すべき基準」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの →国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すもの </td> </tr> </tbody> </table> <p>[自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準（条例に委任されるもの～1次見直し～）]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">法 律</th> <th style="width: 40%;">条例委任の対象</th> <th style="width: 15%;">基準区分</th> <th style="width: 35%;">策定主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県道、市町村道の道路構造基準（設計車両、建築限界、橋梁等の設計荷重を除く） ・ 道路管理者が設ける道路標識の基準のうち、案内標識・警戒標識の寸法・文字の大きさの基準 </td> <td>「参酌すべき基準」</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td>河川法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川の河川管理施設の構造の技術的基準 </td> <td>「参酌すべき基準」</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>公営住宅法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の整備基準 ・ 公営住宅に入居すべき収入基準 </td> <td>「参酌すべき基準」</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発促進法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる訓練内容の基準 ・ 公共職業能力開発施設以外の施設で行う職業訓練対象者及び内容の基準 </td> <td>「参酌すべき基準」</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>へき地教育振興法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ へき地学校等の指定、へき地手当の月額、地域手当等との調整に関する基準 ・ へき地手当に準ずる手当に関する基準 </td> <td>「参酌すべき基準」</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童福祉法</td> <td> 指定知的障害児施設・児童福祉施設に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事する従業者・その員数の基準 ・ 居室・病室床面積等の基準 ・ 安全の確保、秘密保持等の運営基準 </td> <td>「従うべき基準」</td> <td rowspan="2">都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外のもの </td> <td>「参酌すべき基準」</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	「従うべき基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの →必ず適合しなければならない基準 	「標準」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの →通常よるべき基準 	「参酌すべき基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの →国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すもの 	法 律	条例委任の対象	基準区分	策定主体	道路法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県道、市町村道の道路構造基準（設計車両、建築限界、橋梁等の設計荷重を除く） ・ 道路管理者が設ける道路標識の基準のうち、案内標識・警戒標識の寸法・文字の大きさの基準 	「参酌すべき基準」	都道府県・市町村	河川法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川の河川管理施設の構造の技術的基準 	「参酌すべき基準」	市町村	公営住宅法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の整備基準 ・ 公営住宅に入居すべき収入基準 	「参酌すべき基準」	都道府県・市町村	職業能力開発促進法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる訓練内容の基準 ・ 公共職業能力開発施設以外の施設で行う職業訓練対象者及び内容の基準 	「参酌すべき基準」	都道府県	へき地教育振興法	<ul style="list-style-type: none"> ・ へき地学校等の指定、へき地手当の月額、地域手当等との調整に関する基準 ・ へき地手当に準ずる手当に関する基準 	「参酌すべき基準」	都道府県	児童福祉法	指定知的障害児施設・児童福祉施設に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事する従業者・その員数の基準 ・ 居室・病室床面積等の基準 ・ 安全の確保、秘密保持等の運営基準 	「従うべき基準」	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外のもの 	「参酌すべき基準」	<p>※地域主権改革に伴い、緊急的に市町村に対応が求められている事は何かを理解していないことも考えられるので、まずはその内容を整理する。 (H23. 1. 19)</p> <p>※ケーススタディは、公営住宅の収入基準の対応とする。 今後、公営住宅の収入基準について、道の検討状況についても調べるが、帯広市、三笠市、東神楽町の3市町で条例を作成する場合の対応について調査を行い、課題解決や連携意義などについて検討を行う。 (H23. 1. 19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や福祉など、個々の基準の善し悪しの判断は、専門外なのでわからない。また、基準を変えるのは、首長の考え方によるのではない。 ・ ケーススタディを行うことは悪くはないと思うが、まずは、地域主権改革で市町村に対応が求められている事は何かを整理し、その内容を伝えた方がよいと思う。市町村は、まず、基準が欲しいと思う。 ・ 基準について、判断を求められても、法制担当は分からない。市町村で何が欲しいかと言われれば、基準に対する現状（立法事実）。 ・ ケーススタディは、1つの内容を掘り下げることが良いのではない。 ・ 公営住宅はどの市町村でもあるので、検討対象として良いのではない。その中でも、設置基準は専門的すぎるため、収入基準を取り上げるのが良いのではない。 ・ ケーススタディとする公営住宅の収入基準について、道の検討状況についても調べるが、帯広市、三笠市、東神楽町の3市町で条例を作成する場合の対応について調査を行う。
区 分	内 容																																							
「従うべき基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの →必ず適合しなければならない基準 																																							
「標準」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの →通常よるべき基準 																																							
「参酌すべき基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの →国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すもの 																																							
法 律	条例委任の対象	基準区分	策定主体																																					
道路法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県道、市町村道の道路構造基準（設計車両、建築限界、橋梁等の設計荷重を除く） ・ 道路管理者が設ける道路標識の基準のうち、案内標識・警戒標識の寸法・文字の大きさの基準 	「参酌すべき基準」	都道府県・市町村																																					
河川法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川の河川管理施設の構造の技術的基準 	「参酌すべき基準」	市町村																																					
公営住宅法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の整備基準 ・ 公営住宅に入居すべき収入基準 	「参酌すべき基準」	都道府県・市町村																																					
職業能力開発促進法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる訓練内容の基準 ・ 公共職業能力開発施設以外の施設で行う職業訓練対象者及び内容の基準 	「参酌すべき基準」	都道府県																																					
へき地教育振興法	<ul style="list-style-type: none"> ・ へき地学校等の指定、へき地手当の月額、地域手当等との調整に関する基準 ・ へき地手当に準ずる手当に関する基準 	「参酌すべき基準」	都道府県																																					
児童福祉法	指定知的障害児施設・児童福祉施設に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事する従業者・その員数の基準 ・ 居室・病室床面積等の基準 ・ 安全の確保、秘密保持等の運営基準 	「従うべき基準」	都道府県、指定都市、児童相談所設置市																																					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外のもの 	「参酌すべき基準」																																						

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容				検 討 状 況	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">調査検討の範囲（つづき）</div>	法 律	条例委任の対象	基準区分	策定主体		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	施設に係る都道府県知事の認定に関し、 ・ 幼稚園・保育所の教育・保育基準、子育て支援事業の実施基準	「従うべき基準」	都道府県		
		・ その他、設備・運営に関する基準	「参酌すべき基準」			
		幼保連携施設の都道府県知事の認定に関し、 ・ 保育所の幼稚園との連携協力体制等	「従うべき基準」	都道府県		
			・ その他、設備・運営に関する基準			「参酌すべき基準」
	老人福祉法	養護老人ホーム等に関し、 ・ 配置人員・員数の基準、居室床面積の基準 ・ 安全の確保、秘密保持等の運営基準	「従うべき基準」	都道府県、指定都市、 中核市		
		・ 入所定員	「標準」			
		・ 上記以外のもの	「参酌すべき基準」			
	介護保険法	指定居宅サービス等に関し、 ・ 従事する従業者・員数の基準 ・ 居室・療室・病室床面積の基準 ・ 安全の確保、秘密保持等の運営基準	「従うべき基準」	都道府県		
		・ 利用定員	「標準」			
		・ 上記以外のもの	「参酌すべき基準」			
		指定地域密着型サービス等に関し、 ・ 従事する従業者・員数の基準、居室床面積の基準 ・ 安全の確保、秘密保持等の運営基準 ・ 利用定員（多機能型、認知症対応型）	「従うべき基準」	市町村		
			・ 利用定員（上記以外）			「標準」
			・ 上記以外のもの			「参酌すべき基準」
	障害者自立支援法	指定障害者福祉サービス等に関し、 ・ 従事する従業者・員数の基準 ・ 居室・病室床面積の基準 ・ 安全の確保、秘密保持等の運営基準	「従うべき基準」	都道府県		
		・ 利用定員	「標準」			
		・ 上記以外のもの	「参酌すべき基準」			
		障害福祉サービス事業等に関し、 ・ 従事する従業者・員数の基準 ・ 居室・病室床面積の基準 ・ 安全の確保、秘密保持等の運営基準	「従うべき基準」	都道府県、政令市、 中核市		
			・ 利用定員			「標準」
			・ 上記以外のもの			「参酌すべき基準」

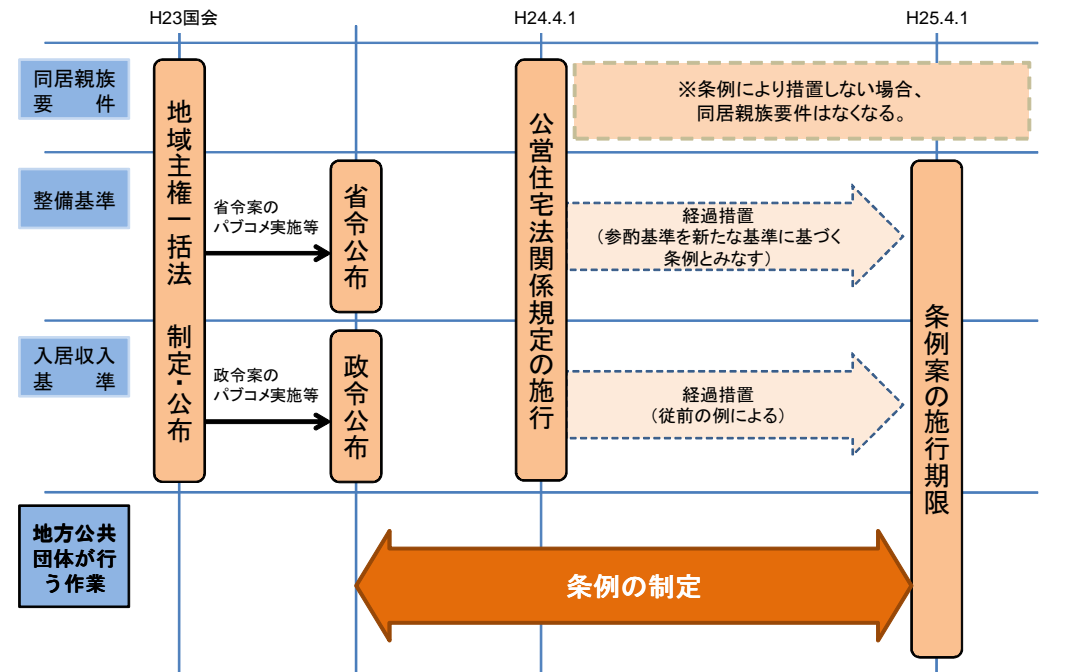
自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">調査検討の範囲（つづき）</div> <p>③調査検討対象の基準について、どのような検討を行うか？ （どこまで掘り下げた検討を行うか）</p>	<p>■基準の内容（～特別養護老人ホーム～（介護老人福祉施設）……厚生労働省の条例委任の考え方）</p> <p>〔厚生労働省の考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ナショナルミニマムの確保は国の責任であり、介護・福祉の質等に深刻な影響が生じうるものに限り、例外的に全国一律の「最低基準」を維持 ・ 「最低基準」という性格上、「従うべき基準」としたものについても、地方自治体の判断により、これを上回る内容の条例を定めることは可能 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">基準名</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">基 準 の 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員配置基準</td> <td>「従うべき基準」</td> <td>・ 入居者3人に対し介護・看護職員1人以上 等</td> </tr> <tr> <td>居室面積基準</td> <td>「従うべき基準」</td> <td>・ 居室 10.65㎡（ユニット型施設は 13.2㎡） 等</td> </tr> <tr> <td>人権に直結する運営基準</td> <td>「従うべき基準」</td> <td>・ サービス内容の説明と同意 ・ サービス提供拒否の禁止 ・ 身体的拘束の禁止 ・ 秘密保持 等</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設設備・運営基準</td> <td>「参酌すべき基準」</td> <td>・ 食堂（機能訓練室と合わせて3㎡/人以上） ・ ユニット型施設における共同生活室（2㎡/人以上） ・ 廊下幅（1.8m以上 中廊下 2.7m以上） ・ 居室定員4人以下 ・ サービス提供困難時の対応（病院や他の事業者の紹介等） ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ サービスの提供の記録 ・ 介護の方法（週2回以上の入浴等） ・ レクリエーションの提供等 ・ 協力病院の定め ・ 会計の区分 等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※上記のほか、以下の介護施設等についても条例委任がなされる予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス等）、指定介護老人福祉施設等 ・ 指定障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援等）、指定障害者支援施設等 ・ 児童福祉施設（保育所、助産施設等）及び指定知的障害児施設（知的障害児施設、重症心身障害児施設等） <p style="margin-top: 10px;">■検討内容（例示）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準の属性</td> <td>・ 個々の市町村の特性に応じた基準が適するもの ・ ある程度の地域単位による基準が適するもの ・ オール北海道で同一の基準が適するもの</td> </tr> <tr> <td>基準の内容案</td> <td>・ 基準として、どのような事項が必要か</td> </tr> <tr> <td>条例制定プロセス</td> <td>・ 基準の属性を踏まえた、条例制定プロセス （例～有識者による検討組織を設置するなど）</td> </tr> <tr> <td>条例制定による責任</td> <td>・ 市町村が条例で基準を設定することによる、責任問題の考察 （例～新たに制定した道路構造基準により建設した道路で発生した事故における責任など）</td> </tr> </tbody> </table>	基準名	区 分	基 準 の 例	人員配置基準	「従うべき基準」	・ 入居者3人に対し介護・看護職員1人以上 等	居室面積基準	「従うべき基準」	・ 居室 10.65㎡（ユニット型施設は 13.2㎡） 等	人権に直結する運営基準	「従うべき基準」	・ サービス内容の説明と同意 ・ サービス提供拒否の禁止 ・ 身体的拘束の禁止 ・ 秘密保持 等	上記以外の施設設備・運営基準	「参酌すべき基準」	・ 食堂（機能訓練室と合わせて3㎡/人以上） ・ ユニット型施設における共同生活室（2㎡/人以上） ・ 廊下幅（1.8m以上 中廊下 2.7m以上） ・ 居室定員4人以下 ・ サービス提供困難時の対応（病院や他の事業者の紹介等） ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ サービスの提供の記録 ・ 介護の方法（週2回以上の入浴等） ・ レクリエーションの提供等 ・ 協力病院の定め ・ 会計の区分 等	区 分	内 容	基準の属性	・ 個々の市町村の特性に応じた基準が適するもの ・ ある程度の地域単位による基準が適するもの ・ オール北海道で同一の基準が適するもの	基準の内容案	・ 基準として、どのような事項が必要か	条例制定プロセス	・ 基準の属性を踏まえた、条例制定プロセス （例～有識者による検討組織を設置するなど）	条例制定による責任	・ 市町村が条例で基準を設定することによる、責任問題の考察 （例～新たに制定した道路構造基準により建設した道路で発生した事故における責任など）	
基準名	区 分	基 準 の 例																									
人員配置基準	「従うべき基準」	・ 入居者3人に対し介護・看護職員1人以上 等																									
居室面積基準	「従うべき基準」	・ 居室 10.65㎡（ユニット型施設は 13.2㎡） 等																									
人権に直結する運営基準	「従うべき基準」	・ サービス内容の説明と同意 ・ サービス提供拒否の禁止 ・ 身体的拘束の禁止 ・ 秘密保持 等																									
上記以外の施設設備・運営基準	「参酌すべき基準」	・ 食堂（機能訓練室と合わせて3㎡/人以上） ・ ユニット型施設における共同生活室（2㎡/人以上） ・ 廊下幅（1.8m以上 中廊下 2.7m以上） ・ 居室定員4人以下 ・ サービス提供困難時の対応（病院や他の事業者の紹介等） ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ サービスの提供の記録 ・ 介護の方法（週2回以上の入浴等） ・ レクリエーションの提供等 ・ 協力病院の定め ・ 会計の区分 等																									
区 分	内 容																										
基準の属性	・ 個々の市町村の特性に応じた基準が適するもの ・ ある程度の地域単位による基準が適するもの ・ オール北海道で同一の基準が適するもの																										
基準の内容案	・ 基準として、どのような事項が必要か																										
条例制定プロセス	・ 基準の属性を踏まえた、条例制定プロセス （例～有識者による検討組織を設置するなど）																										
条例制定による責任	・ 市町村が条例で基準を設定することによる、責任問題の考察 （例～新たに制定した道路構造基準により建設した道路で発生した事故における責任など）																										

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 検討結果報告書のフレーム </div>	<p style="text-align: center;">自治体法務ワーキンググループ 検討結果報告書（フレーム案）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はじめに</td> <td>検討会代表より</td> </tr> <tr> <td>I 検討会WGの趣旨等</td> <td>1 検討趣旨・検討経過 2 報告書の位置づけ</td> </tr> <tr> <td>II 法制業務に関する市町村の現状と課題</td> <td>1 業務の対応状況（体制・事務の規模） 2 外部機関の活用状況 3 自治体間の連携状況 4 連携の意向とその内容 5 地域主権改革の理解度</td> </tr> <tr> <td>III 地域主権改革の動きと市町村への影響</td> <td>1 これまでの経過 2 地方分権改革推進計画（義務付け・枠付け（1次見直し）の内容） 3 地域主権戦略大綱（義務付け・枠付け（2次見直し）の内容） 4 市町村に求められる対応</td> </tr> <tr> <td>IV 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定プロセス（ケーススタディ） ～公営住宅の収入基準～</td> <td>1 基準の内容（現行法令と見直し後） 2 市町村における条例制定プロセス 3 条例制定における課題 4 課題解決の手法 5 条例で基準を制定することによる責任</td> </tr> <tr> <td>V 市町村条例と道条例の関係</td> <td>1 両者の適用関係 2 同一分野での制定（問題点を提示） 3 関係のあり方</td> </tr> <tr> <td>VI 広域連携とその効果</td> <td>1 有効と考えられる連携 2 連携効果</td> </tr> <tr> <td><資料編></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	はじめに	検討会代表より	I 検討会WGの趣旨等	1 検討趣旨・検討経過 2 報告書の位置づけ	II 法制業務に関する市町村の現状と課題	1 業務の対応状況（体制・事務の規模） 2 外部機関の活用状況 3 自治体間の連携状況 4 連携の意向とその内容 5 地域主権改革の理解度	III 地域主権改革の動きと市町村への影響	1 これまでの経過 2 地方分権改革推進計画（義務付け・枠付け（1次見直し）の内容） 3 地域主権戦略大綱（義務付け・枠付け（2次見直し）の内容） 4 市町村に求められる対応	IV 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定プロセス（ケーススタディ） ～公営住宅の収入基準～	1 基準の内容（現行法令と見直し後） 2 市町村における条例制定プロセス 3 条例制定における課題 4 課題解決の手法 5 条例で基準を制定することによる責任	V 市町村条例と道条例の関係	1 両者の適用関係 2 同一分野での制定（問題点を提示） 3 関係のあり方	VI 広域連携とその効果	1 有効と考えられる連携 2 連携効果	<資料編>		<p>※概ね案に沿って進めて行くこととなった。（H23. 3. 9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、義務付け・枠付けがどのように見直され、市町村は何をしなければいけないのかを示すことが必要で、報告書をハンドブックとしても活用できるものにするのが良い。 ・連携も様々であり、近隣市町村の連携、振興局単位、国も入れたりなどの形態が考えられるが、どの辺りを目指していくのか。 ・条例は地域の独自性を出せることができるが、広域で連携すると平均化し、特性がなくなってくる。今回の地域主権改革では、現在、国にある基準を条例に委任されるが、連携すると条例委任した意味がなくなるのではないか。 ・課題を解決するための提言があれば良いと思う。「VI 広域連携とその効果」で、その解決策を示すことができれば良い。 ・「III 地域主権改革の動きと市町村への影響」で今後の対応が大変である旨を理解し、「IV ケーススタディ」で小さいところは手が回らないため、「VI 広域連携とその効果」で連携で解決されるという流れだと思う。 ・大変だから連携するというほかに、プラスアルファで政策的な条例の制定が可能になるレベルアップした法制執務ができるということもあるのでは。 ・町村は、同規模の他団体との情報交換などを行うことが効果的であると考えられるので、近隣でなくても同規模団体と連携するなど、町村が使いやすい連携を示すことができれば良いと思う。 ・地域主権一括法案の施行とワーキンググループの検討結果報告のタイミングが合うのが心配である。今の国の状況では、ワーキンググループの報告の方が先になると思うので、施行前の法案の状態を取りまとめなければならない。 ・「IV ケーススタディ」をどこまでマニュアル化するかが問題。市町村は、国が定める参酌基準から変える、変えないに拘わらず、基準設定の説明責任がある。 ・道であれば、国の基準と同じにしたということも済むと思うが、問題は裁判になった時である。条例を作る基準は多々あるが、ものによってポイントがあると思う。市町村はそのポイントが分からないのではないか。
項 目	内 容																			
はじめに	検討会代表より																			
I 検討会WGの趣旨等	1 検討趣旨・検討経過 2 報告書の位置づけ																			
II 法制業務に関する市町村の現状と課題	1 業務の対応状況（体制・事務の規模） 2 外部機関の活用状況 3 自治体間の連携状況 4 連携の意向とその内容 5 地域主権改革の理解度																			
III 地域主権改革の動きと市町村への影響	1 これまでの経過 2 地方分権改革推進計画（義務付け・枠付け（1次見直し）の内容） 3 地域主権戦略大綱（義務付け・枠付け（2次見直し）の内容） 4 市町村に求められる対応																			
IV 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定プロセス（ケーススタディ） ～公営住宅の収入基準～	1 基準の内容（現行法令と見直し後） 2 市町村における条例制定プロセス 3 条例制定における課題 4 課題解決の手法 5 条例で基準を制定することによる責任																			
V 市町村条例と道条例の関係	1 両者の適用関係 2 同一分野での制定（問題点を提示） 3 関係のあり方																			
VI 広域連携とその効果	1 有効と考えられる連携 2 連携効果																			
<資料編>																				

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況									
<p>ケーススタディ(公営住宅の入居基準)</p>	<div data-bbox="836 208 1915 266" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 義務付け・枠付けの見直しに係る公営住宅入居基準改正の概要 </div> <table border="1" data-bbox="836 274 1915 937" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同居親族要件</td> <td>同居または同居しようとする親族がいること。 (老人、身体障害者等を除く)</td> <td>同居親族要件を廃止</td> </tr> <tr> <td>収入基準</td> <td>次の金額以下の収入であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位とは</p> <p>全国の2人以上世帯を収入の順に並べ、例えば収入分位25%であれば収入の低い方から4分の1番目に該当する収入に相当する分位。また、月額金額は、当該分位相当する額を月額換算したもの。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位40% 月額21.4万円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位25% 月額15.8万円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>上記収入分位は改正法公布後、政令により定められる。H21.12国土省資料に示された額を記載。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 裁量階層 60才以上の老人や身体障害者などについては、収入分位40%の金額以下で条例で定める金額 地方の裁量あり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 本来階層 裁量階層以外の、低額所得者の住宅を確保するため定めた金額 法、政令で固定 地方の裁量なし </div> </div> </td> <td>次の金額以下の収入であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位50% 月額25.9万円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位25% 月額15.8万円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>上記収入分位は改正法公布後、政令により定められる。H21.12国土省資料に示された額を記載。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 裁量階層 60才以上の老人や身体障害者などについては、収入分位50%の金額以下で条例で定める金額 地方の裁量あり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 本来階層 政令で定める額(収入分位25%を予定)を参照して条例で定める金額 国の基準を参酌の上、変更が可能に </div> </div> </td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="864 946 1887 1014" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 住民の住宅確保の状況や公営住宅の空き状況、待機人数などを踏まえた、自治体独自の住宅行政を行うことが可能に </div> <div data-bbox="836 1023 1915 1081" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 公営住宅入居基準に係る関係規定の施行スケジュール </div>  <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">※時期については、国会で継続審議となっているため、国土交通省資料より、1年間、繰り下げて作成した。(国土交通省資料による)</p>		現 行	改 正 後	同居親族要件	同居または同居しようとする親族がいること。 (老人、身体障害者等を除く)	同居親族要件を廃止	収入基準	次の金額以下の収入であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位とは</p> <p>全国の2人以上世帯を収入の順に並べ、例えば収入分位25%であれば収入の低い方から4分の1番目に該当する収入に相当する分位。また、月額金額は、当該分位相当する額を月額換算したもの。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位40% 月額21.4万円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位25% 月額15.8万円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>上記収入分位は改正法公布後、政令により定められる。H21.12国土省資料に示された額を記載。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 裁量階層 60才以上の老人や身体障害者などについては、収入分位40%の金額以下で条例で定める金額 地方の裁量あり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 本来階層 裁量階層以外の、低額所得者の住宅を確保するため定めた金額 法、政令で固定 地方の裁量なし </div> </div>	次の金額以下の収入であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位50% 月額25.9万円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位25% 月額15.8万円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>上記収入分位は改正法公布後、政令により定められる。H21.12国土省資料に示された額を記載。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 裁量階層 60才以上の老人や身体障害者などについては、収入分位50%の金額以下で条例で定める金額 地方の裁量あり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 本来階層 政令で定める額(収入分位25%を予定)を参照して条例で定める金額 国の基準を参酌の上、変更が可能に </div> </div>	<p>※次のとおり、意見交換を行った。(H23. 3. 9)</p> <p><データの収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立法事実となるデータの収集を行う場合、周辺市町村の対応など、少なからず連携は行う。 ・データ収集は、大規模自治体であればできるかもしれないが、小さな市町村では難しいのではないかと。 ・道がデータの収集基準を作って照会。 ・取りまとめを行って貰うと良いと思う。他の自治体が行う調査の中には、役立つ情報もあり、その自治体に取りまとめたデータを買うこともある。このような連携が一番望まれているかもしれない。 ・道全体や振興局単位で収入分位を出してやることで、参考になるのではないかと。また、農村部や都市部のデータも作るなどすれば良いのでは。 ・入居基準を検討する際、特定公共賃貸住宅など、他の法律との兼ね合いも必要である。 <p><適正な収入基準の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道営住宅がある市町村は、収入基準を道と調整する必要があるのではないかと。仮に、道が国の基準となれば、市町村は変えられないのでは。 ・道は、道内各地域で地域性や抱えている課題が異なることから、国の参酌基準を適用することも考えられる。 ・市町村によって入居需要が異なると思うが、住宅が余っているところであれば、収入分位を25%から最大の50%にしても問題ないのではないかと。ただし、市町村内の民間賃貸物件の状況も配慮する必要がある。 ・町内に民間アパートがないので、仕方なく基準を上げるしかないというくらい理由がなければ、基準を変えるのは難しいのではないかと。 ・実際に検討する場合、①国が基準を算出した方法で行う、②国の方法によらない独自の観点からの基準を作成する方法で行う、以外の方法はないのではないかと。 ・適正な収入基準の検討に当たっては、政策判断であるため、連携は難しいと思う。 ・何故、国は収入分位を25%に設定しているのかを調べると、ヒントになるかもしれない。 ・国の考えを押さえないと、基準を変えるのを説明できないと思う。
	現 行	改 正 後									
同居親族要件	同居または同居しようとする親族がいること。 (老人、身体障害者等を除く)	同居親族要件を廃止									
収入基準	次の金額以下の収入であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位とは</p> <p>全国の2人以上世帯を収入の順に並べ、例えば収入分位25%であれば収入の低い方から4分の1番目に該当する収入に相当する分位。また、月額金額は、当該分位相当する額を月額換算したもの。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位40% 月額21.4万円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位25% 月額15.8万円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>上記収入分位は改正法公布後、政令により定められる。H21.12国土省資料に示された額を記載。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 裁量階層 60才以上の老人や身体障害者などについては、収入分位40%の金額以下で条例で定める金額 地方の裁量あり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 本来階層 裁量階層以外の、低額所得者の住宅を確保するため定めた金額 法、政令で固定 地方の裁量なし </div> </div>	次の金額以下の収入であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位50% 月額25.9万円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位25% 月額15.8万円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>上記収入分位は改正法公布後、政令により定められる。H21.12国土省資料に示された額を記載。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 裁量階層 60才以上の老人や身体障害者などについては、収入分位50%の金額以下で条例で定める金額 地方の裁量あり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 本来階層 政令で定める額(収入分位25%を予定)を参照して条例で定める金額 国の基準を参酌の上、変更が可能に </div> </div>									

自治体法務分野ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ケーススタディ(公営住宅の入居基準) (つづき) </div>	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;"> 公営住宅入居基準策定の流れと問題点の把握 </div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 10px; margin-top: 5px;"> <p>1 データの収集</p> <p>収入基準の設定にあたり、必要な状況把握を行う。</p> <p>【収集するデータの例】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○ 公営住宅の空き状況</td> <td style="width: 50%;">○ 未入居の低額所得者の状況</td> </tr> <tr> <td>○ 高額所得者の入居希望</td> <td>○ 単身者の入居希望</td> </tr> <tr> <td>○ 将来の入居者予測(年金者人口など)</td> <td>○ 市町村内での収入分位の把握(国とかい離していないか)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; border: 1px solid #4a7ebb; padding: 2px;">上記データのほか、必要と考えられるものはなにか? どのような切り口で検討を行うか?</p> </div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 10px; margin-top: 5px;"> <p>2 適正な収入基準の検討</p> <p>これらのデータを元に、公営住宅の収入基準が当該団体にとって適正となっているか、また、どのような問題を起こしているかを把握し、その解決策として、適正と考えられる収入基準の検討を行う。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid #4a7ebb; padding: 2px;">基準を設定するに当たり、市町村で問題・課題となっていることはなにか? 近隣市町村との調整の必要はあるか?</p> </div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 10px; margin-top: 5px;"> <p>3 専門家による審議会・パブリックコメントの実施・方針の決定</p> <p>検討し作成した原案を、必要により審議会への諮問やパブリックコメントの実施等を行う。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid #4a7ebb; padding: 2px;">審議会など、住民や専門家等の意見を聞く必要があるか? どのような専門家等が必要となるか?</p> </div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 10px; margin-top: 5px;"> <p>4 条例案の作成</p> <p>決定した基準の条例化を行う。(各市町村公営住宅条例の改正)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid #4a7ebb; padding: 2px;">条例化する上で、問題となることはなにか?</p> </div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 10px; margin-top: 5px;"> <p>5 議会への提案・施行</p> <p>条例案を議会へ提案・可決、施行を行う。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid #4a7ebb; padding: 2px;">議会への説明に関し、問題となることはなにか?</p> </div>	○ 公営住宅の空き状況	○ 未入居の低額所得者の状況	○ 高額所得者の入居希望	○ 単身者の入居希望	○ 将来の入居者予測(年金者人口など)	○ 市町村内での収入分位の把握(国とかい離していないか)	<p><住民や専門家等からの意見聴取></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅以外でも、似たような結論になるものは、専門家から意見を聞く審議会などを連携して開催できると思う。 ・新たに基準を考える場合、住民や専門家等など、いろいろな人の意見を聞くという手続きが大事ではないか。 ・公営住宅は、技術的な内容なのでパブリックコメントはなじまないのではないか。 ・道の基準では、技術的な内容であっても、権利・義務に関することや重要な政策については、パブリックコメントを行うことになっている。 ・国が定める参酌基準と同じであれば、パブリックコメントを行わないということも考えられるが、裁判の事も考えなければならない。 ・市町村が抱えている課題や対応方向が同じであれば、審議会の開催は連携できるのではないか。 <p><条例案の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の作成はそれほど負担ではない。一番負担になるのは、適正な収入基準を検討することである。 <p><議会への説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道よりも先に市町村が基準を決定する場合、議会などへの説明は、道とは別だと言うしかない。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーススタディの表現の仕方であるが、人口や入居需要など対照的な事例で対比させて見せるのが良いと思う。
○ 公営住宅の空き状況	○ 未入居の低額所得者の状況							
○ 高額所得者の入居希望	○ 単身者の入居希望							
○ 将来の入居者予測(年金者人口など)	○ 市町村内での収入分位の把握(国とかい離していないか)							